

12月17日、各省庁の消費者行政を監視する機関である内閣府消費者委員会は、厚生労働省に対し有料老人ホームの前払い金(入居一時金等)等、入居契約の適正化に関する建議(法律に基づき必要な対策を求めるもの)を行いました。昨年9月の組織設置以来、消費者委員会が行う建議は、本年9月に国土交通省に対し自動車のリコール対策を求めたのに次いで2件目です。

本年3月に閣議決定された「消費者基本計画」では有料老人ホームについて、「有料老人ホーム等に係る表示の適正化、入居契約の適正化、関係法令の遵守等について、都道府県に対して指導の徹底の要請」が施策の一つに位置づけられています。

これに基づいて消費者委員会では4月以降、厚生労働省に対するヒアリングを数回実施し、その対応を踏まえて老人福祉法改正を含む建議を行いました。

消費者委員会による建議の柱は、

①短期解約特例(「90日ルール」)

- －90日ルールを設けていない事業者への指導
- －契約締結時点で入居できない場合の取り扱い
- －90日以内の申し出を行えばルールが適用される事の明確化
- －事業者が返還時に受領できる利用料等の明確化

等を行うために老人福祉法施行規則を改正するなどルールの法制化を求める。

②前払い金の保全措置の徹底

- －法律に違反して保全措置を講じていない事業者の解消
- －違反事業者への直罰設置

等を求める。

③設置運営指導指針規程の徹底等

- ア. 前払い金の適切な償却期間設定
- イ. 前払い金の算定基礎の書面明示等
- ウ. 入居前の消費者に対する適切な情報提供の仕組み整備

等のための対策を求める。

であり、厚生労働省に対し平成23年6月までに実施状況の報告を求めました。

今回の建議までの過程において、全国有料老人ホーム協会では内閣府、及び消費者委員会のヒアリングを受け、<消費者保護>及び<優良な事業者の市場での適正な評価>の観点で、従来から取り組んできた入会基準上の90日ルールの法制化や、前払い金の保全措置の徹底、等を主張し、これらは建議内容としてほぼ採用されました。

本協会は、引き続き上記の観点での活動を推進してまいります。